

福岡県
災害支援薬剤師（リーダー）
活動手順書

（令和3年10月作成）

福岡県保健医療介護部薬務課
公益社団法人福岡県薬剤師会

1 福岡県保健医療調整本部と災害支援薬剤師（リーダー）の役割

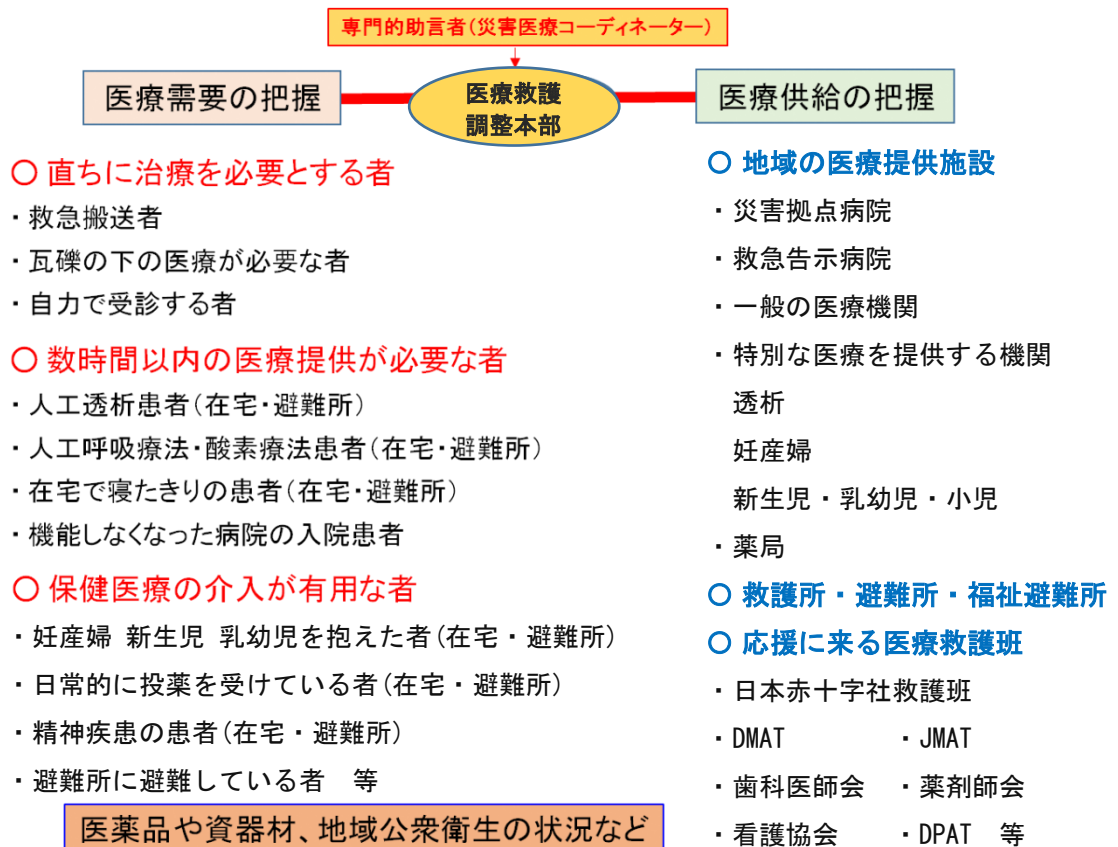
(1) 福岡県保健医療調整本部による医療需要と医療供給の調整

大規模災害時には、医療資源（医療スタッフ、医薬品、医療資器材等）に比べて、相対的に治療対象が過大となる可能性が高いため、個々の患者への治療が制約を受けるなど、平時の医療とは異なる対応が求められる。

限られた医療資源を最大限に活用し、迅速かつ適切に医療救護活動を行うためには、被災地における医療需要及び医療供給を適切に把握し、被災地内及び被災地外の関係機関がそれぞれ担うべき役割を踏まえ、関係機関によって組織される調整組織の下で、情報を共有し連携して対応することが必要である。

県は、大規模災害が発生した場合に、速やかに、福岡県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うために「福岡県保健医療調整本部」を設置する。また、福岡県保健医療調整本部内に、災害時の医療救護活動を関係機関と連携して実施していくため、関係機関の協力の下「医療救護調整本部」を設置する。医療救護調整本部では、災害時に県内で活動する医療救護班や被災地内外の医療機関における医療提供の状況等に関する情報を集約し、災害医療コーディネーター等の助言の下、医療救護活動が効率的に実施されるよう、必要な調整等を行う。

【医療需要と医療供給の調整】



(2) 各本部における災害支援薬剤師（リーダー）の位置づけ

福岡県保健医療調整本部内医療救護調整本部（県庁内）には、必要に応じて関係機関からの連絡員等の参集を求めるものとしており、県は県薬剤師会に災害支援薬剤師（リーダー）の派遣を要請する。

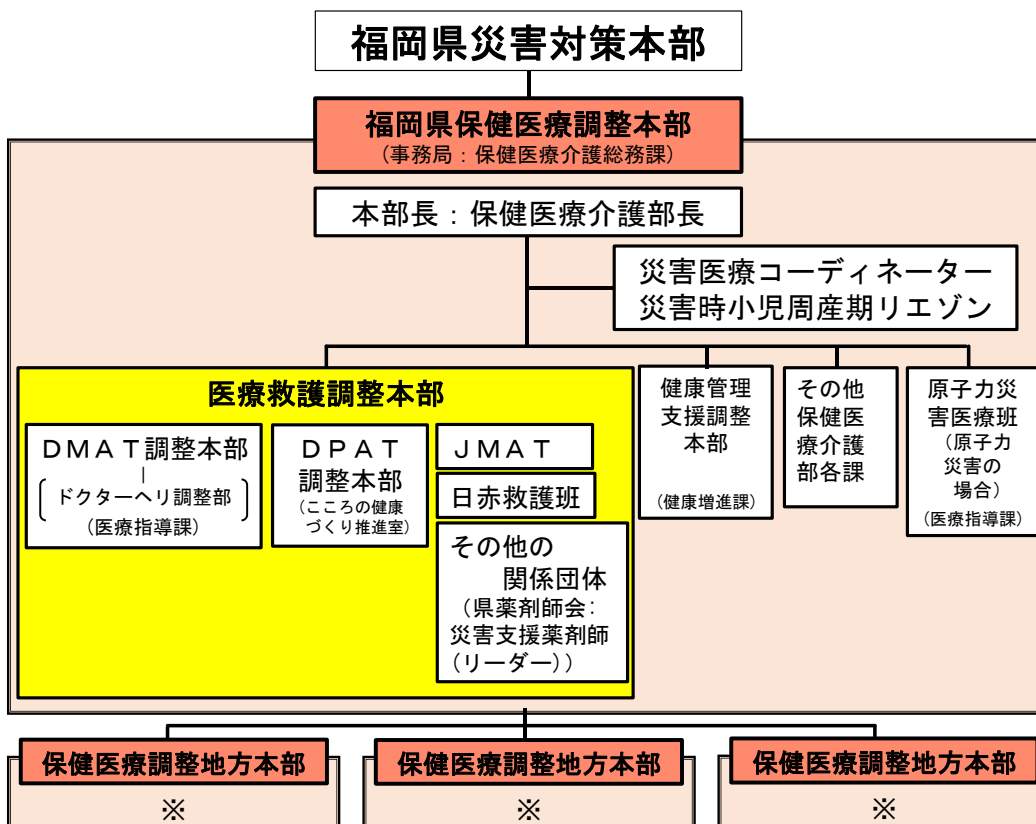
なお、被災地となった市町村を管轄する県保健福祉（環境）事務所や保健所設置市等に保健医療調整地方本部が設置された場合、必要に応じ、県は県薬剤師会に災害支援薬剤師（リーダー）の派遣を要請する。

これら災害支援薬剤師（リーダー）の派遣先となる各本部（福岡県保健医療調整本部内医療救護調整本部及び保健医療調整地方本部）を以下「保健医療調整本部等」と記載する。

<医療救護調整本部の設置基準>

設置基準	備考
県内震度5強の地震	関係職員のみで設置 (必要に応じ災害医療コーディネーターの参集を要請)
県内震度6弱以上の地震及びこれに準じる災害	関係職員及び災害医療コーディネーターにより設置 (必要に応じ関係機関の連絡員等の参集を要請)

<保健医療調整本部等の位置づけ>



※ 保健医療調整地方本部は、その地方における医療救護調整機能を担う。

(3) 災害支援薬剤師（リーダー）の果たすべき役割

① 県と県薬剤師会の連携強化による効果的な医療救護活動の実施

災害支援薬剤師（リーダー）は県薬剤師会を代表して保健医療調整本部等に参集する。そのため、県薬剤師会が設置する県薬災害対策本部の情報が災害支援薬剤師（リーダー）を通して直接県に入ることになる。これにより、県と県薬剤師会の連携強化及び情報の利活用の円滑化を図り、効果的な医療救護活動を実現する。

② 的確な情報の集約・整理・報告

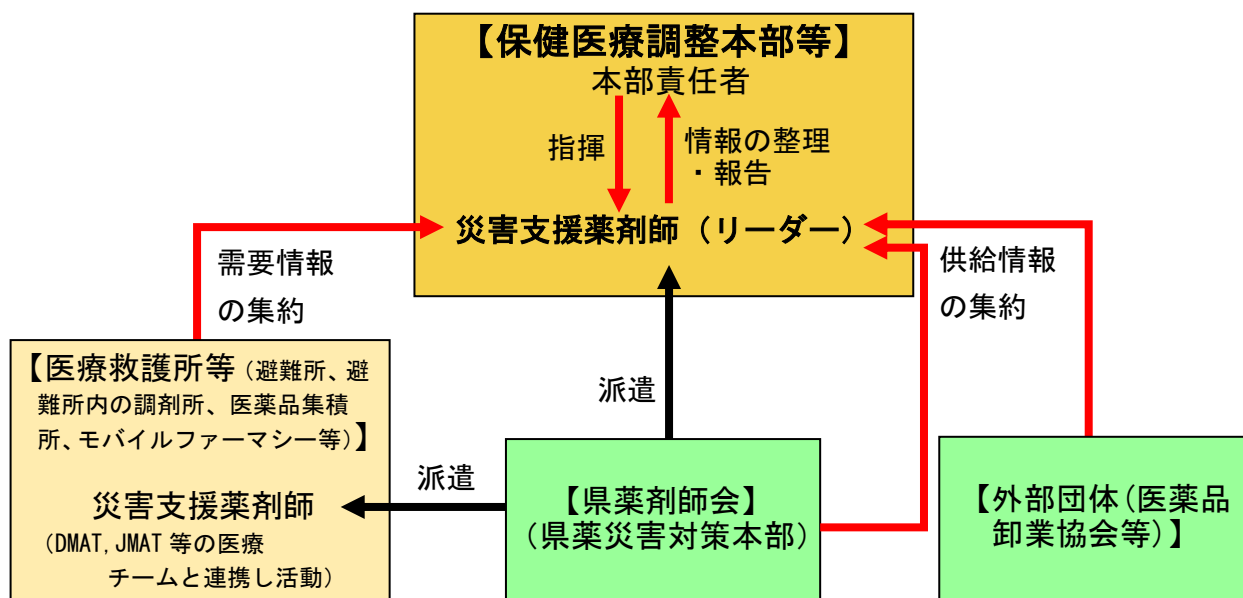
災害支援薬剤師（リーダー）は、医療救護所等（※）で活動する災害支援薬剤師のリーダー的な立場であり、災害支援薬剤師の活動を熟知している。災害支援薬剤師（リーダー）は医療救護所等で活動する災害支援薬剤師等から必要な情報を積極的に吸い上げ、的確な情報の集約・整理・報告を行う。

※ 医療救護所等：避難所、避難所内の調剤所、医薬品集積所、モバイルファーマシー等災害支援薬剤師の活動場所

③ 効率的な医療救護活動の実現

上記のほか、薬事に関する保健医療調整本部等の調整業務を補助し、効率的な医療救護活動を実現する。

【参考 災害支援薬剤師（リーダー）の役割 概略図】



(4) 災害支援薬剤師（リーダー）の選定

県薬剤師会は、県との協定に基づき、災害時における医薬品等の供給及び管理並びに災害支援を行う薬剤師の派遣等に関する調整を的確に行うことができる薬剤師であって、保健医療調整本部等において業務が遂行できる者を、災害支援薬剤師（リーダー）としてあらかじめ選定する。

2 災害支援薬剤師（リーダー）の活動手順

（1）平時の活動

県は、災害支援薬剤師（リーダー）の活動について、県薬剤師会及び地区薬剤師会の協力の下、災害時の薬剤師の活動内容を踏まえ、災害時に災害支援薬剤師（リーダー）が円滑に活動できる体制を整備し、研修や訓練を実施する際は情報を県薬剤師会に提供する。

災害支援薬剤師（リーダー）は、災害医療を担う関係者との連携体制の構築に努めるとともに、災害に関する研修や訓練に参加するよう努める。

（2）災害時の活動

ア 派遣要請による参集

県は、災害救助法、災害対策基本法又は福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、県薬剤師会に対し、災害支援薬剤師（リーダー）の派遣を要請する。

県薬剤師会は、県から要請を受けた場合は、ただちに災害支援薬剤師（リーダー）を保健医療調整本部等に派遣する。

災害支援薬剤師（リーダー）は、県薬剤師会からの要請に応じて、ただちに要請があった場所へ参集するよう努める。参集が困難な場合は、県薬剤師会にその旨回答する。

なお、県薬剤師会はあらかじめ地域毎に選定した災害支援薬剤師（リーダー）を派遣するが、必要に応じその他の地域への派遣も可能とする。また、県薬剤師会は災害支援薬剤師（リーダー）の交代体制を確保する。

イ 業務前の確認

災害支援薬剤師（リーダー）に対する指揮は、県が指定する者（保健医療調整本部等の責任者）が行う。

災害支援薬剤師（リーダー）は、参集場所（保健医療調整本部等）にて、自身の活動場所、役割分担、安全対策、通信手段、報告方法、必要な資機材等を確認する。

ウ 業務内容

災害支援薬剤師（リーダー）は県薬災害対策本部の情報を把握した上で、その他の医療救護活動についての関係者と密接な連携をとり、次の業務を実施する。

- ① 医療救護所等での医療活動に必要な医薬品、医療材料、衛生材料等の医療物資に関する需給状況の適宜集約・整理・報告（※）
- ② 調剤・服薬指導等に携わる薬剤師に関する需給状況の適宜集約・整理・報告（※）
- ③ 公衆衛生の向上及び増進に関することその他必要な業務

※ 需給状況の適宜集約・整理・報告

- 医療救護所等からは医療物資や薬剤師の需要に関する情報が集まり、県薬剤師会や県医薬品卸業協会等外部団体からは供給に関する情報が集まる。災害支援薬剤師（リーダー）はこれらの情報を取りまとめ、必要な情報を県が指定する者に報告する。

業務の例（県が指定する者の指揮のもと実施）

- 医療救護所等からの医薬品等の供給要請に対応する。そのために発注、納品の手続きを確立する。供給困難な場合は代替薬を提案するほか、割当数を決定する。
- 医療救護所等から要請があった医薬品等について、重複や要請過多が生じていないか確認する。
- 薬局における処方箋応需が可能な場合は、処方箋応需体制を確立させる。薬局による体制確立が困難な場合は、避難所内に調剤所又はモバイルファーマシーを設置し、処方箋応需体制を確立する。
- 医療救護所等でOTCを取り扱う場合、適切な薬を選択できるよう管理体制を構築する。
- 避難所の環境衛生や消毒薬・衛生資機材などの管理やモニタリングの体制を構築する。
- 医療救護所等から撤収する際の引継ぎを適切に行うよう管理する。

(3) 費用

県は、県薬剤師会との間で締結された「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害支援薬剤師（リーダー）の派遣に必要な経費を支払う。県薬剤師会は、これを災害支援薬剤師（リーダー）に支払う。

【参考：医薬品等供給と薬剤師派遣】

